



# 安心の広場

あなたに寄り添い安心をサポート

NPO 法人  
成年後見安心サポートネット久留米  
理事長 川上 政親

久留米市城南町 16 番 5 号  
二宮ビル 103 号 〒830-0022  
TEL&FAX 0942-27-6122

Email anshin-s-kurume@outlook.jp



石橋文化センター花しょうぶ園 正面は久留米市美術館

## 目次

- 理事長挨拶 (p.2)
- 市民後見 NPO の輪を広げよう (p.3)
- 市民後見人育成研修から法人設立までの歩み (p.4)
- 事件受託チームの取組み (p.5)
- 職務担当者レポート (p.5)
- 後見実務研修会の取組み (p.6)
- 後見実務研修会を受講して (p.6)
- 無料相談会の取組み (p.7)
- 正・賛助会員募集、寄付者紹介 (p.7)
- 最近のニュース(後見制度見直し等) (p.8)
- 事務所の案内、編集後記 (p.8)

NPO 法人成年後見安心サポートネット久留米

福岡県認証 5社活第5号—4

## 久留米・筑後地区に

## 市民による後見支援の拠点誕生

## NPO法人成年後見安心サポートネット久留米

理事長 川上 政親



法人高齢者・障害者安心サポートネットの主催で、平成四年七月から十二月にかけて、参加者三十三名で「久留米地区市民後見人育成研修」が開催されました。コロナ禍にもかかわらず全員無事に修了することができました。

久留米・筑後地区に市民後見人を主役にした、NPO法人成年後見安心サポートネット久留米の設立から満一年目を迎えます。当法人の広報誌「安心の広場」創刊号の発行に当たり、この一年を振り返りたいと思います。

当法人の母体であるNPO

(プロジェクトチーム活動等)を審議し、可決。そして、令和五年八月二十八日よりNPO法人成年後見安心サポートネット久留米が久留米市城南町(裁判所前)にスタートしました。

### 当法人の四つのお約束

当法人は福祉の基本理念に従い、「高齢者・障がい者に寄り添い安心な暮らしを支援する」団体として市民後見を軸に「地域後見の実現」と「身上保護重視」を理念に掲げ、成年後見に関する事業及びその関連事業を積極的に展開していく所存です。

そのため「四つのお約束」を提案いたします。

- ①個人の尊厳保持と自立支援
- ②ボランティアを視野に入れた非営利活動
- ③専門家によるネットワークの活用
- ④公的サービスとの連携

この「四つのお約束」の実現のためには、克服すべき二つ課題を認識しております。

課題の一つ目として、

現在、無料相談会(特設相談会)を久留米、小郡、八女にて定期的に実施していますが、当法人が掲げる「地域後見の実現」のためには、開催地を筑後地域に増やすことも必要であり、また、相談会の継続的な実施のためには、相談員の育成・確保が喫緊の課題です。

そして、相談会の活性化(相談者増に伴う受託件数の増)のためには、以下の関係機関との連携強化が重要だと考えます。

- 地域包括支援センター
  - 民生委員児童委員協議会
  - 久留米市をはじめ小郡地区(鳥栖市、基山町、大刀洗町)八女地区(筑後市、広川町)の関係部署
- 課題の二つ目として、

当法人は「市民後見人育成研修の修了者」を主たる会員とする組織です。後見事務の職務担当者になるための知識とスキルの習得のために、毎月一回後見人実務研修会を実施していますが、当法人も本

年は二年目に入り受託事業が見込まれることから、職務担当者の育成が急務です。

「後見人実務研修会」は当法人にとつて「生命線」とも言える極めて重要な取組であると認識しております。したがって、今後は多くの会員の方々にご参加いただけるよう研修内容の充実を図っていきたいと考えております。

最後に、当NPO法人の会員のみなさまはじめ関係団体や地域のみなさまには、今後とも当法人に対して絶大なご理解並びにご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



# 市民後見NPOの輪を広げよう

## 「NPO法人成年後見

## 安心サポートネット久留米」の誕生

### NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰



●成年後見制度の見直し  
認知症や知的障がい者な  
どを支援する成年後見制度

は二〇  
〇〇年  
にスタ  
ートし  
ました  
が、利  
用率は  
極めて  
低調で  
す。法

ない限り利用をやめることが  
できない②成年後見人には包  
括的な取消権、代理権があ  
り、本人の自己決定が必要に  
制限される場合がある。③本  
人の状況に応じた成年後見  
人等の交代が実現せず、本人  
がそのニーズに合った保護を  
受けることができない。④後  
見人のなり手不足。が指摘さ  
れていることから、利用しや  
すい制度への抜本的な改正に  
向けて国では検討が行われて  
おります。

●安心サポートネット久留米

誕生の軌跡

務省によると、二二年十月時  
点で六十五歳以上は約三六  
百万人。認知症の人だけで数  
百万人いるとされていますが、  
成年後見の利用者は二二年  
末時点で、約二十四万五千  
人にとどまっています。

同制度の伸び悩みの課題

として①利用動機の課題が解  
決して、判断能力が回復し

NPO法人成年後見安心サ  
ポートネット久留米が二三年  
八月に念願の久留米の地(裁  
判所前)に誕生しました。

振り返れば、当法人は二二年  
二月一日開設した安心サポ

ート久留米出張所を拠点に、  
久留米地区市民後見人育成  
研修を実施。七月三十一日  
に開講し十二月十一日には  
成功裡に終了し、翌年四月  
九日には、「NPO法人成年後  
見安心サポートネット久留米」  
の設立総会を開催、諸議案  
すべてを滞りなく議決し、設  
立が決定。その後福岡県にN  
PO法人の設立認証申請を行  
い、法人格を取得しました。

そして八月二十七日に創  
立総会を開催。久留米地区  
に新たに「地域後見」と「身上  
保護重視の後見」の二大基本  
理念に基づき活動する市民  
後見NPOが誕生しました。

この安心サポートネット久  
留米は、発足後間がないこと  
から、おぼつかない足取りで  
すが、安心サポートネットグ  
ループと連携しながら、地域  
住民の信頼を得て、早期に自  
立した事業展開ができること  
を切に願っております。

●安心サポート事業のデジタ  
ル化

安心サポートネットグルー  
プの数が増えると、それだけ

個人の尊厳と自立の支援とい  
う福祉の基本理念を活動指  
針とする市民後見NPOが増  
加することになり、それだけ  
地域住民のニーズに対応した  
「地域後見」が実現すること  
になります。それに加えて、  
業務のデジタル化でも大きな  
メリットが生じます。

小生がリーダーのデジタル  
化推進研究会で現在行ってい  
ることは、グループ内、三NP  
O法人のデジタル化対象業務  
の画一化です。ばらばらの事  
務処理だと、事務処理アプリ  
が複雑になるからです。その  
目的で、文書取扱規程、会計  
事務処理要領、受託事件つづ  
りの調整、保管等取扱要領、  
統計の手引等の改正を行って  
います。よろしくご支援のほ  
どお願いします。

それに、デジタル化のための  
業務フローづくりの作業を実  
施中です。面倒な作業ですが、  
こんな作業に従事していると  
きは、デジタル化後の能率化  
した事務処理風景が自然と  
頭に浮かんできて、楽しくな  
ります。このデジタル化が更  
に自然と膨らんで、全国の市

## 計報

去る四月二十四日森山理  
事長が新型コロナウイルスにより  
ご逝去されました。

理事長には長年にわたり  
安心サポートネットを率先垂  
範でご指導いただき、市民後  
見人の育成及び後見制度の  
普及に大いに貢献されました。  
無料相談会で理事長が相  
談者に対して、「どこからでも  
自由に話されているですよ」と  
語りかけられる「優しいまな  
ざし」が今でも目に浮かぶよ  
うです。  
最後に、森山理事長のご冥福  
を心よりお祈りいたします。  
合掌

# 市民後見人育成研修から法人設立までの歩み

## NPO法人成年後見

### 安心サポートネット久留米

#### 理事 生地 篤

令和元年になった年、安心サポートネット本体では、久留米の拠点づくりに向けて本格的な活動を開始しました。

まず手始めに定期的に無料相談会を開催することにした。そして、令和四年二月一日久留米事務所の開所にこぎつけることができました。

しかし、久留米地区のメンバーが少ないことから、会員募集のため、市民後見人育成研修を開催することで、「市民後見人の活動」に関心のある方々を集めていく必要がありました。四月から六月にかけて、久留米市をはじめ周辺自治体の後援をいただき受講生の募集に入りました。まだまだコロナ禍が終息しない頃でしたので、今一つ募集者は増えていかなかったのですが、締め切り間近の六月に入ってから三十名は集まりそうだという

感触が出てきた頃から、何とか開催できそうだというほつとした気持ちになったことを思い出します。

この令和四年の七月末から受講生三十二名を集め、みんくる（久留米市六ツ門くるめりあ六階）で市民後見人育成研修会を開催しました。のべ十日の研修会で、十二月の初

旬に終了しました。ほぼ毎回九割の出席者で、受講生の方々の熱心さには感心させられました。

この熱心な受講修了生を主体としてNPO法人の設立への準備を進めていくことになりました。

令和五年に入って、設立準備会を開くことになりました。

準備会では、設立認証に必要な設立趣意書や定款の内容、また、新しいNPOの名称などが検討されました。三回の準備会の開催の後、四月九日の設立総会に至ります。

設立総会で決議された議案は、定款や設立趣旨書などで福岡県庁の福岡コラボレーションに提出して認証を受けることになりました。そして、七月二十日付で我がNPO法人成年後見安心サポートネット久留米は設立認証されました。

## 新法人誕生の想いを語る

### 賛助会員

#### 鹿子生 盈代

「NPO法人成年後見安心サポートネット久留米」が活動開始して半年以上が経過しました。筑後地区に成年後見の拠点であるNPOが新たに誕生したことは、母体である「NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット」の会員であり、久留米市の住民である私にとって待ち望んでいたこととです。



筑後地区へ本拠地ができるまでの歩みを思い起こせば、かつて二年余り活動した後に休会となった「久留米出張所準備室」という前身がありました。二〇一〇年度通常総会後の七月に、プロジェクトチームとしてメンバー七名で発足し、常設の相談所として当地区の人たちの成年後見制度利用の受け皿となることを目指したものです。生地会員（現理事）を代表として毎月一回日曜日の午後には会合を開き、久留米以外の地域の方にも参加を呼びかけ、研修や制度の啓発、当法人の知名度の向上を図っての市民向けのイベント（シンポジウム）など行

つてきました。

しかし、出張所の設立は、「独立採算で」「市役所か法務局付近に」という森山理事長の示された条件を満足する場所が決められず、具体的な議論が進まないまま時間が経過し、病気等による参加者の減少もあつて、二〇二二年末の第二十八回を最後に休会となった次第です。

新NPOにおかれましては、絶好の立地条件のもと、市民後見人を主体とした熱意あるメンバーが募集され、「身上保護重視の後見」に取り組みられており、私どもが地域で安心して暮らしていく上で、今後のご活躍を大いに期待しております。



## 事件受託チームの取り組み

NPO法人成年後見

安心サポートネット久留米

理事 藤野 明

### ●業務内容

【高年齢者や障がい者に特有の諸問題に関する相談】

久留米事務所における常設相談、久留米市市民活動サポートセンターにおける特設相談、小郡地区や八女地区の公的施設における特別特設相談。

【任意後見人及び任意後見監督人の受任、指導及び育成】  
 【法定後見人及び法定後見監督人の受任、指導及び育成】  
 【移行型任意後見契約その他、各種契約締結及び各種申請支援】

【遺言作成支援、遺言執行】  
 【債務弁済、遺品整理、葬儀、納骨等、死後事務処理】  
 多種多様な業務にあたる上で、後述している課題解決を図らねばなりません。これは、は、チームに限らず会員全員の課題でもあります。

### ●課題

地域住民から

事件を受託し、その解決を通して地域の信頼を得るとともに、当法人の財政基盤の確立を図る必要がある



す。また事件処理を通しノウハウの蓄積と会員の事務処理能力の向上を図る必要があります。

事件受託の近道は、相談にあり、その入り口は無料相談会の実施に尽きると思います。相談者と初めての面談の際に如何に誠実かつ迅速的確に対応して信頼感を得るかにかかっていると思います。

初年度は、久留米市、小郡市、八女市で行ってきましたが、いまだ受託までには至っていないのが現状です。



これまで広報・宣伝の方法として、市の広報誌への掲載と関係部署やコミュニティセンター等への案内チラシの配布、地方新聞への掲載依頼等を行ってきましたが、まだまだ働きかけの弱さを痛感しておりますので、一層努力していく所存であります。

また、事件受託チームの会合を重ねてもち、資料「業務フローチャート 相談業務から事件受託まで」を理解することが先決であり、各相談会もチームで対応することで、経験を重ねていくことが求められます。

### 後見職務担当者からのレポート

正会員 田中 瑞恵

法人後見の職務担当者を引き受けるに際し、当初は本当に悩みましたが、事前に担当者から業務に関する助言をいただき、とにかくやってみることにしました。

職務担当者の辞令を受け取った後は、事務局からの業務指針を読んだり、初面会の前には後見人に関するこれまでの大量の記録等に通し、ある程度情報を把握しました。また前担当者に付き添っていただき、関係者への挨拶回りや銀行等に事務手続きの変更を行いました。

被後見人との初面会では緊張しましたが、施設の担当者も交えて会話も弾み、思っていたよりも和やかな雰囲気です。初顔合わせを終えることができ、引き受けてよかったという思いが芽生えました。

事務局や被後見人関係の方からの電話のたびに、何か問題が発生したのかとドキド

キしたりしていますが、担当になってから約半年がたち、後見事務処理日誌や最低月一回の面会後の書類のまとめなど自分なりのスタイルがつかめてきたような気がします。今後、被後見人の状況によつては、今までは違った新たな対応が必要となる場面も出てくると思います。本人の希望に添えるように、周囲の方々と連携しながら対応できればと考えます。

久留米山本町豊田のアジサイで有名な千光寺



## 後見人実務研修会の取組み

NPO法人成年後見

安心サポートネット久留米

理事 生地 篤

昨年十二月の下旬から、安心サポートネット久留米では、市民後見人としての必要な知識とスキルを身につけるため、後見人実務研修会を、毎月一回、会員の旧宅（久留米市東町西鉄久留米駅から徒歩五分）を会場として始めました。

その内容は、安徳弥生理理事（西九州大学教授）による高齢者に関する医療や介護についての研修と、当職が司会をして協議問題をもとにシステム指針心サポートネット作成の後見実務の指針書の学習を中心にした研修の二つです。二時間の研修には、毎回十数名の参加があります。安徳理事の研修の時は、参加者が熱心に聞き入っていますし、理事作成の小テストを一生懸命に解いています。また協議問題の時は、大いに発言する



人も出て、議論が活発に行われています。住宅内のテーブルを囲んでの研修会なので家族的な雰囲気です。内容的に少し難解な点は少し検討の余地はあると思いますが、会員の方々の熱意は上々です。

今後はテーマをもっと広げ、できれば講師陣も広げたいと考えています。まだ参加されたことのない方は一度参加されてはいかがでしょうか。

## 研修会を受講して

正会員

江崎 幸登

### ● 動機

私には知的障害の娘がいて、親亡き後の娘の財産管理、身上保護を後見人をお願いしようと思っています。そのために親が元気なうちに、親が任意後見契約を結んでおきたい。そして、その契約の中で娘の後見人の選任もお願いしたいと思っています。

いつ、誰と、どんな内容で契約すれば良いのかなど、研修会を通じて知識を得たいと思つて研修会に参加しています。

### ● 研修会の状況

- ① 月一回（第四土曜日）開催
- ② 毎回十名程度、同じメンバーが参加
- ③ リーダー的会員が司会及び解説
- ④ 車座で行われているので参加者からの意見が出やすい。

⑤ 協議問題は、後見事務とその指導監督システム指針（以下「指針」）をもとに職務担当者になった時に必要な事項について出題されている。

### ● 思うこと

協議問題のレベルが高すぎるため参加に積極的になれない会員もあるのではないかと。

今後当法人が後見事務を担当するにあたり一人でも多くの会員が指針の理解を深める必要があると思う。

協議問題の出し方に工夫を加えてはどうか。事例研究などの問題にすれば感覚的に意見が出せるのではないかと思います。

現在の後見制度をしっかりと理解したい。また変化していく後見制度をいち早く知りたい。そのためにも情報源であるこの研修会には今後とも参加していきたいです。

## 研修会を受講して

正会員

久次 浩一

後見人実務研修会は、令和五年十二月から毎月第四土曜日に二時間程度、市民後見人としての必要な知識とスキルを身につけるために行われています。

私はこれまで、第一回から第三回まで受講しました。一回目と二回目は、「当法人における後見実務とその指導監督システム指針」から出題された協議問題を解きながら学習していく内容でしたが、正直に言つて法的内容や抽象的な内容も多く、かなり難しい内容だと感じました。しかし、市民後見人としてこれからの活動の基礎となるものであることから、しっかりと学習し身につけることが重要であると思つています。

また二回目は、安徳理事による「高齢者の医療問題について」の講義があり、高齢者の現状認識をすることができ有意義なものとなりました。今後も研修会に参加し、スキルアップを図っていききたいと思っています。

## 無料相談会の取組み

### NPO法人成年後見

安心サポートネット久留米

理事 藤野 明

当法人では定期的に(ほぼ毎月一回)高齢者や障がい者のための無料相談会を久留米市、小郡地区、八女地区において開催しております。

受け付ける相談事項は成年後見制度、相続(遺産分割)、遺言、財産管理、葬儀・納骨等の死後事務、遺品整理などです。

当相談会の特徴は、相談員が当法人の理事他経験豊富で篤実な面々です。予約制ではなく、ゆつくりとかつ何度も安心して相談が受けられることです。

### 無料相談会報告

#### 【久留米市無料相談会】

久留米市市民活動サポートセンター「みんくる」を会場に一月から実施し、のべ九名



高齢者・障がい者のための成年後見制度

## 無料相談会

※相談事項※ 成年後見制度(法定後見・任意後見) 特に軽微な状況として、身体能力の低下時から支援する **任意後見移行型** について相談をお受けします。

※相続(遺産分割)、遺言、財産管理、葬儀・納骨等の死後事務、遺品整理

ご希望の相談日を下記からご予定ください

無料相談会	令和6年 4月 25日(木曜日)
	令和6年 5月 29日(木曜日)
	令和6年 6月 27日(木曜日)

相談時間 午前10時30分～午後3時30分

場所案内 くるめりあ6階 「みんくる」セミナールーム  
久留米市市民活動サポートセンター(久留米市六ツ門町3-11)

後 援 久留米市

主 催 NPO法人 成年後見 安心サポートネット久留米  
久留米市城南町16-5 二宮ビル103号

相談員 安心サポートネット理事他

お問い合わせ窓口 / 電話&FAX 092-27-6122  
(火曜～金曜)午前10時から午後4時まで

の方の相談を受けています。現在「法定後見開始申立」の支援や「自筆証書遺言作成支援」に取り組んでいるところ

#### 【小郡地区無料相談会】

小郡市の後援をいただき、十一月二十三日(木)小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」にて小郡市での初めての開催で、五名の方の相談を受けました。

#### 【八女地区無料相談会】

八女市の後援をいただき、二月二十日八女市民会館「おりなす八女」にて八女市

当日は加地小郡市長、大場市議他の熱心な視察もあり、当法人の正会員でもある吉富さんが自発的に受付を引き受けていただき、相談者への気配りある接遇が好評でした。

その後、一名の方は、当事務所に二度ほど継続的に相談にみえています。

もう一人の方は、久留米市の二月相談会の予約をいただいていたのですが、本人様の都合で「後日に」という返事をいただいております。

では初めて開催し、五名の相談を受けました。なお、当法人賛助会員の三河さんに自発的に受付を協力いただき、円滑な相談会ができました。

### 正会員募集の案内

#### ●正会員の要件

当法人の設立の趣旨、目的に賛同し、事業の実施に必要な知識と技能を有する方、または、その取得に意欲を燃やし、努力を惜しまない方ならどなたでも正会員になれます。なお、当法人の「設立趣意書」、「定款」、「リーフレット」などをご覧ください。

#### ●会員になるメリット

- 健康維持と認知症予防
- 玄冬期(老病死)の予防ができる。
- 社会貢献ができる。

#### ●入会手続き

入会希望者は履歴書を添え入会申込書を提出してください。

#### ●入会金、年会費

- 入会金 一万円
- 会費 一万円

### 賛助会員の募集

当法人の設立の趣旨に賛同し、かつ、賛助会員としての義務を果たすことにより、当法人を支援しようとする方ならどなたでも賛助会員になります。

#### ●入会手続き

- 入会希望者は入会申込書を提出してください。
- 年会費
- 団体 一口 一万円
- 個人 一人 五千元

#### 寄付者紹介(敬称略)

- 安心サポートネット 本部 一万円
- 筑紫野市 森山 彰 二万円
- 小郡市 川上 政親 二万円
- 熊本 井芹 浩文 一万円
- その他 有志 九千四百円

最近のニュース

● 成年後見制度の  
利用しやすい見直しへ

認知症や知的障がいなどがある人を支援する成年後見制度の利用促進に向けて、小泉龍司法相は法制審議会に制度見直しを諮問しました。二〇二六年度にかけ民法など関係法令の改正が議論されます。

成年後見制度は、本人に代わって弁護士や親族らが不動産や預貯金などの財産を管理したり、必要な福祉サービスや医療の手続きを行ったりしますが、判断能力に自信がなくなる事態は誰にでも起こりうることです。悪徳商法や詐欺被害の防止を含め、生活の安全を守る上で重要な役割を担っております。

現行制度では、いったん利用を始めるとうくなるまで利用をやめることができません。後見人には財産管理などで強い代理権が認められているため、当事者の意思が尊重さ

れていないとトラブルになることも少なくなく、後見人の反対により、利用者が望んでいた家族旅行に行けなかったケースもあるといわれています。

法制審では、遺産相続などの節目を終えた時点で利用を終了できる仕組みのほか、当事者の生活実態に応じて後見人を弁護士から福祉関係者に引き継ぐといった運用の在り方を探る。利用者の判断能力によって代理権を制限するかどうかも論点に挙げられているとのこと。

一方で、後見人のなり手不足も課題になっています。報酬があっても少額のため、手を挙げる弁護士や司法書士などの専門職は少ない現状があります。制度の見直しと並行して、制度に関する一定の知識を身に付けた「市民後見人」の育成も必要だと言われています。

今後は市民後見が中核で身上保護と地域後見を重視する当法人の出番が期待されており、その責任は重大であります。

● 相続登記の義務化

令和六年四月一日から不動産(土地・建物)の相続登記が義務化されました。

その内容は、相続人は不動産を相続で取得したことを知った日から三年以内に、相続登記をすることが法律上の義務となり、法務局に申請する必要があります。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、十万円以下の過料が科される可能性があります。

事務所の案内

当法人は、高齢者等の諸問題に関する相談、高齢者等の財産管理、各種契約締結及び各種申請等手続補助、後見人(任意・法定)の受任・指導、遺言作成支援、遺言執行、葬儀等死後事務などの事業を行っております。

毎月(八月、十二月を除く)みんくる(久留米市「くるめりあ六ツ門」六階)にて無料相談会を開催しております。  
事務所(久留米市城南町

裁判所前、地図参照)は平日の十時〜十六時開業(月曜日、八月盆、年末年始は除く)。火・木曜日は九時〜十七時、職員が常駐し、無料でご相談に応じます。ご相談のある方はお気軽に 0942-27-6122 までお電話ください。



編集 後記

安心の広場五月創刊号が皆様のお陰で発行できました。こ

表紙のシンボルマークは小郡市在住のデザイナー・松永一夫氏によるものです。画像は久留米ほとめきの街観光サイトから借用させていただきました。

後見人実務研修会の会場は、小生が以前移行型任意後見契約の受任者を務めた委託者(妻の叔父)の住宅(現在妻の所有)で思い出深い場所です。西鉄久留米駅に近く毎回家族的な雰囲気研修ができております。会員でまだ参加されていない方はぜひ一度お越しください。  
市民後見及び共生社会の発展に邁進しますので、今後とも皆様方のご支援のほどよろしくお願いいたします。

國武光雄 記

